



? Working Poor 推計の歴史的経緯と現状

著者	村上 雅俊
雑誌名	日本のWorking Poorの計測：就業構造基本調査リサンプリング・データの利用
ページ	28-47
発行年	2007-01-31
その他のタイトル	The Background for Estimating the Working Poor
URL	http://hdl.handle.net/10112/603

II Working Poor推計の歴史的経緯と現状

はじめに

第I章では、アメリカBLSのWorking Poor推計方法に準拠して日本のWorking Poorを推計した。本章では、アメリカBLSがWorking Poorを推計するにいたる歴史的経緯を中心に述べた後、国際的な広がりを見せるWorking Poor問題への各国の取り組みとして、カナダとフランス政府のWorking Poor推計の現状について述べることにする。

1 1980年代の不安定就業を捉えるためのBLSの試み

1979年の「雇用・失業統計に関する国家委員会」（レヴィタン委員会）の最終報告〔National Commission on Employment and Unemployment Statistics (1979)〕は、本「調査資料」第I章で述べた1960年代から70年代に開発された半就業指標のような単一の指標を提示するのではなく、雇用状態と所得のクロス統計を労働市場と困窮の関連を分析するのに必要な枠組みとして提示した。レヴィタン委員会は単一指標の作成を行わない理由として、半就業を単一の指標で表すことが、（1）個人の様々な状況への注意をそらすこと、（2）労働市場政策の決定に使えないこと、（3）公共の理解を得られないことをあげた。

レヴィタン委員会は、雇用状態と所得をクロスすることの意義を以下のように述べている。すなわち、クロス統計が「基本的経済需要を労働市場での活動を通じて維持しようとする個人または世帯の労働市場問題の程度と存在の認識に役立つ」ものであり、また、「労働市場に関連した困窮の軽減のための、適切な政策のデザインとなる」のである¹⁾。

しかしながら、個人と世帯という異なる経済単位を統合することには、統計作成において、幾つかの問題があることをレヴィタン委員会は指摘している。統計作成上の問題とは、労働力が週ベースで把握されることに対して、基準となる世帯所得は年間ベースで把握されるという「時間」の問題である。この問題には、年間を通した世帯人員数の変動の問題や、年間を通した労働市場への接触の問題がかかわる。また、基準となる所得についての問題も指摘している。すなわち、十分な世帯所得をどこに求めるかの問題である。

レヴィタン委員会の最終報告の後、BLSは雇用状態と所得のクロス表を年間レポートとして提示するようになった。BLSが雇用問題と経済状態のリンクについて提示したクロス表の作成方法は図1のとおりである。対象となる人口は、(1) 低所得人口、(2) 部分的に就労する人口、(3) 仕事を見つけることが不可能であった人口である。

(1) の低所得人口については、その所得の不十分性基準として、最低賃金で年間を通してフルタイムで働く場合の労働者の年間所得が基準となり、それ未満の所得を稼得する人口が対象となった。(2) の部分的に就労する人口、(3) の仕事を見つけることが不可能であった人口については、その労働力参加の低水準として、非自発的パートタイム労働者、失業者、求職意欲喪失者が基準となり、該当する人口がカテゴリーに入れられた。個人の年間を通じた労働力活動を捉えた上で、BLSは各個人を世帯での状態により分類した。世帯の人数別に分類されている連邦貧困基準が、世帯の所得十分性の基準となった。集計過程の中で、様々な状態にある労働力人口個々人の所得が合計されて世帯所得となり、それが連邦貧困基準と比較された。このような集計過程を経て提示されるクロス集計表は、1980年代に、“*Linking Employment Problems to Economic Status*”としてBLSより発表されるようになった。

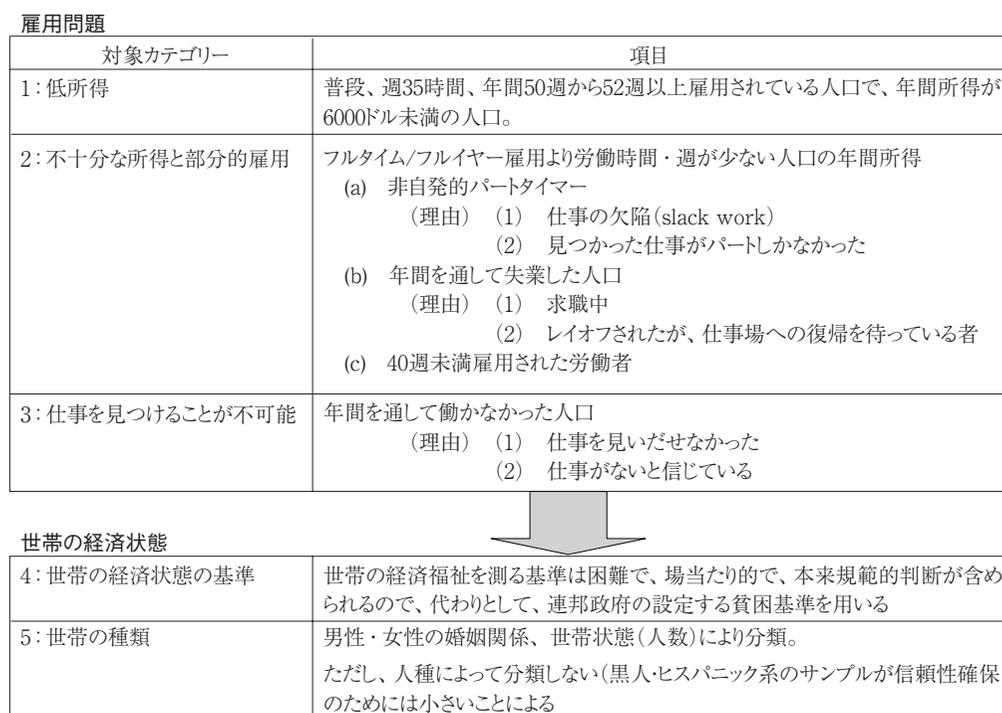


図1 BLSのクロス統計の作成方法と対象カテゴリー

(出所) BLS (1982a), pp.5-8, より作成。

図1より、レヴィタン委員会の最終報告を受けたBLSが、就業の不規則・不安定に関する基準を、労働力の再生産費に求めたことが分かる。また、雇用状態と所得のクロス統計は、失業率のように、人口を調査週の個人の状態のみで捉える単一の指標ではない。さらに、1970年代に議論された半就業指標のように一定の基準を指標化していない。BLSのクロス統計は、年間世帯所得を基準とすることで、就業の不規則性・不安定性・不十分性を多面的に捉えることを可能とさせる。

しかしながら、BLSによって提示されたデータは、白人・黒人・ヒスパニック系別に示されていない。さらに、世帯内の子供の数が示されていない。また、個人の所得を合計して世帯所得とするという集計方法をとるため、クロス表の数が膨大になり、対象とする問題を逆にあやふやにしてしまったことが問題点として指摘された²⁾。

これらのデータ作成方法の問題点を改善し、その対象を貧困世帯の世帯員の労働市場での活動に限定したのが、Klein, B.W., Rones, P. (1989)である。Klein, B.W., Rones, P. (1989)は、Working Poorの労働市場経験と状況が、非貧困者のそれと比べて対照的であることを発見した。Klein, B.W., Rones, P. (1989)の論文発表の背景に1960年代の貧困との闘い以降、アメリカにおいて貧困が改善されていないこと、就業構造の変化にともなう労働者の不安定就業化、低賃金労働者の増大がある。また、労働政策面においては、1980年代以降のレーガン政権による勤労福祉政策の推進があった。

2 アメリカにおける Working Poor 統計

2-1 就業構造変化と低所得層・貧困層に対する政策の展開

まず、1960年代以降、特に、1980年代以降のアメリカにおける職業訓練政策を見ておきたい。なぜなら、1960年以降のアメリカにおける職業訓練政策は、労働力でありかつ経済的困窮者である人口のための政策として策定され、1960年代以降、職業訓練政策が労働統計に及ぼす影響が大きくなっていったからである。

アメリカにおける体系的な職業訓練の始まりは、1962年に成立した人的資源訓練開発法 (Manpower Training and Development Act: MTDA) であるとされる。それは次第に、1960年代の低失業・経済の高成長を背景に、ゲッターにおける高失業・貧困をはじめとする経済的にハンディを持つ労働者 (disadvantaged worker) に焦点をあてるようになった³⁾。このような社会的・経済的背景の中で1973年に人的資源訓練開発法は、総合雇用訓練法 (Comprehensive Employment and Training Act: CETA) に取って代わった。総合雇用訓練法の内容には、経済的にハンディを持つ労働者に対する教室での職業訓練、OJT (On-The Job Training)、公共サービス部門での雇用、高失業地域の解雇労働者に対する公共サービス部門での雇用があった。

1960年代以降の職業訓練政策は、その主な対象を経済的ハンディを持つ労働者としていた。このような政策的課題に応えるべく提示された統計が、BLSによる雇用状態と世帯所得のクロス統計である。

総合雇用訓練法のもとでの労働力統計の整備の必要性は、レヴィタン委員会の中でもしめされた。一連の職業訓練政策に対してレヴィタン委員会は、「例えば、総合雇用訓練法は、不完全就業と失業の構造的な問題や循環的な失業に焦点をあてている。1973年から1978年の総合雇用訓練法において、議会は、労働長官に対し、構造的労働市場問題の評価にかかわるデータの開発を指示した。利用可能なデータを用いた労働力と世帯の経済状態のリンク統計は総合雇用訓練法の評価につながる」と、政策評価に必要な労働力統計のあり方を指摘している⁴⁾。

しかしながら、総合雇用訓練法における公共サービス部門の雇用は、経済的にハンディを持つ労働者に対する政策的効果がなかったことが指摘された。数多くあげられた総合雇用訓練開発法に対する批判に対し、1983年に職業訓練協法力法（Job Training Partnership Act : JTPA）が施行されるようになった。職業訓練協法力法は、民間の職業訓練と雇用を強調していた。対象は、経済的にハンディを持つ成人・若年層、そして経済構造変化によって長年培ってきた自らの職業技術が適用できなくなった労働者（dislocated worker）であるとされる⁵⁾。

経済構造変化による大量解雇、工場閉鎖といった事態に対応するため、職業訓練協法力法は1985年に改正された。それにより、各州は職探し・職業訓練の実施を行った。

職業訓練政策の施行とともに、就労の結果に対する救貧政策が1975年に制定された。低所得者のために所得税を控除し、貧困を防ぐ所得税課税控除（Earned Income Tax Credit: EITC）である。EITCのWorking Poorに対する政策的重要性は近年大きくなってきている⁶⁾。

また、1980年代にレーガン政権は、最低賃金の据置き、1970年代に制定された主要な職業プログラムの削減をなしていった。Levitan, S.A., Gallo, F., Shapiro, I. (1993)は、連邦の雇用、職業訓練プログラムの削減が貧困者の雇用機会を縮小させたことを指摘している⁷⁾。

レーガン政権による福祉費用の削減には、長期福祉受給者を就労させるという目的があった。その目的の背景には、所得移転の増加が、労働者の就労意欲をそぎ、逆に貧困者を増加させているという「貧困のわな（poverty trap）」の議論があった。例えば、Murray, C. (1984)は、貧困者に対する移転所得の増加が、逆に貧困者を増加させているので、移転所得の削減が貧困を減少させるという議論を展開した⁸⁾。一方で、Danziger, S., Gottshalk, P. (1985)は、所得移転の増加にともなう貧困者の勤労意欲の減退は、わずかなものであるという研究の結果を数々あげた。その中で、勤労意欲をそぐということが、現在の所得移転政策の主要な問題点ではないと指摘した。そして、所得移転による勤労意欲の減退が問題ではなく、働くことができる者に対して、貧困から抜け出すに十分な所得を稼ぐことの出来る仕事、またはその機会が提供されていないことが貧困政策の問題点であるとした。ここから、Danziger, S., Gottshalk, P.

(1985)は、所得扶助システムが、働くことのできない者への現金扶助と、働くことのできる福祉受給者のための職業訓練プログラムを含むべきであるとした。また、Danziger, S., Gottshalk, P. (1985)は、低所得者に対するEITCの拡大の必要性も指摘している⁹⁾。同様の指摘は、Levitan, S.A., Gallo, F., Shapiro, I. (1993)によってもなされている¹⁰⁾。

このような政策に対する指摘が、BLSにWorking Poorを捉える統計の作成を急務とさせたことは言うまでもない。Working Poorに対する職業訓練・税の削減の結果を、政策当局側が以後の政策改善のために知る必要があったのである。

また、低所得者・貧困者に対する政策改善・提言の背景に、就業構造・雇用構造の変化があったことを、多くの研究者が指摘している。例えば、Swartz, T.S., Weigert, K.M. (1995)は、1980年代以降の技術革新による経済のグローバル化、金融市場、通信における技術の大きな変化が、労働者の生活に大きな影響を与えていることを指摘する。経済のグローバル化・技術革新によって、新たな仕事がアメリカにおいて生み出されたが、その大部分が低賃金の仕事であり、賃金の高い製造業は賃金の低いサービス部門の仕事に取って代わられたことを指摘する。また、経済構造変化における低賃金職種の増大は、「随時的 (contingent)」に就労する労働力を増大させ、多くの職を掛け持つ人を増大させたことと指摘する¹¹⁾。

これらの指摘は、1970、1980年代以降の企業の合理化政策・国際競争が、結果的に不安定就業者・低賃金労働者を増大させ、アメリカにおける全人口的な不平等の拡大をもたらしたということの意味している。労働者の不安定就業化、所得格差の拡大と、貧困者に対する政策改善・提言が、Working Poorに対する統計作成、その分析を急務とさせたと考えられる。

1990年代にはいると、アメリカの社会福祉政策は大きな転機を迎えることとなった。クリントン政権のもとで、「個人責任と就労機会調停法 (The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)」が成立し、1996年には、アメリカにおける公的扶助制度であるAFDC (要扶養児童家族扶助, Aid to Family with Dependent Children) がTANF (Temporary Assistance for Needy Families) へ取って代わった。公的扶助の受給期間が制限され、並行して行われる就労支援プログラム等による就労要件が強化されるようになった。また、一方で、Working Poorへの税制であるEITCは拡大されるようになった。

1983年に成立した職業訓練協力は2000年に廃止され、代わりに労働力投資法 (Workforce Investment Act) が施行された。原 (2004) によると、同法の施行により、職業訓練政策を実施する地方レベルの権限の強化と柔軟な政策が行える制度が整えられ、求職支援に重点が置かれるようになり、政府は訓練への直接的支援を最後の手段と位置付けることとなったという。また、対象者が、従来の経済的に不利な立場にある者から成人全体にまで拡張されたという。さらに、政策目的として、①サービス供給の合理化、②地域を超えた情報の集積、③労働者への個別支援の強化、④訓練成果に対する責任の明確化、⑤地方組織の強化、⑥州・地方の柔軟

な政策、⑦若年層を対象としたプログラムの充実が掲げられたという¹²⁾。

このような福祉から就労へという政策（welfare to work, workfare）の流れは、アメリカだけに生じているものではない。幾つかの先進国でも同様の流れが生じている。また、EUをはじめとする国際機関では、社会的統合（social inclusion）政策の成否の判断として、十分な賃金を提供する仕事へのアクセスの確保などが取り上げられるようになってきている。このような政策の流れの中で、Working Poor統計の作成、それに必要な統計の整備の重要性が増してきている。

2-2 アメリカの Working Poor 統計

Working Poorに関する概念図を図2に示しておく。アメリカにおけるWorking Poorの分析は、Klein, B.W., Ronces, P. (1989)の論文発表以前からなされてきている。例えば、Bluestone, B., Murphy, W.M., Stevenson, M. (1973)は、Working Poor分析の中で、教育を受ける年数の増加は、賃金の上昇と相関関係にあるが、教育の効果は人種・性別で同じでないこと等を指摘した¹³⁾。また、Danziger, S., Gottshalk, P. (1985)は、貧困からの脱出には、他の世帯メンバーの所得が重要な要素となっていることを指摘した¹⁴⁾。

しかしながら、個々の研究者が規定するWorking Poorの多くは、低賃金を基準としたものであり、Working Poorという言葉が意味する範囲は個々の研究者の間で大きく異なっていた。例えば、Danziger, S., Gottshalk, P. (1985)のWorking Poorの定義は、1984年において週あたり所得が204ドル未満である貧困世帯主であった。

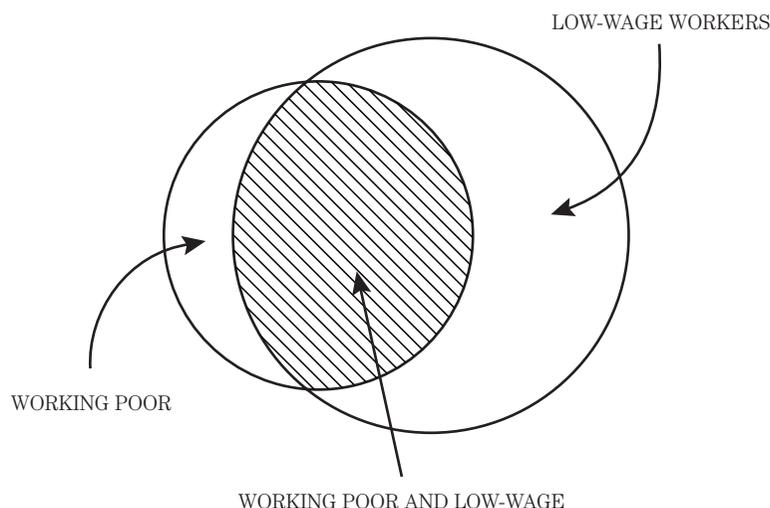


図2 Working Poorと低賃金の関係

(出所) Bluestone, B., Murphy, W.M., Stevenson, M. (1973)、p.35より引用。

Working Poorという状態は、(1) 失業、フルタイムの職が見つからないこと、低賃金率、を含む労働市場での活動から生まれる低所得と、(2) 扶養児童の存在とたった1人の稼得者のような、貧困に対して伝導性のある世帯構造という二つの側面を持つ。Working Poorを統計的に定義する際の最も困難な部分は、この部分であるとKlein, B.W., Rones, P. (1989)は指摘している¹⁵⁾。

Klein, B.W., Rones, P. (1989)は、まず貧困世帯を捉え、次に貧困世帯の世帯人員の労働力としての活動を捉える。これは、それまでのBLSの方法とは全く反対の方法である。その推計方法を図3に示している。Klein, B.W., Rones, P. (1989)のWorking Poor定義は、「少なくとも半年間、雇用されるか仕事を探すといった、労働市場における努力を行ったが、それでも貧困世帯に属する個人」である。この定義にある「半年」について、Klein, B.W., Rones, P. (1989)は、「6ヶ月という基準は、多少、場当たりのものであるかもしれないが、これは、労働力への非参加者を除外するのみならず、限界的な労働力参加者をも除外することを意味している」と述べている¹⁶⁾。労働市場との接触の限界性については、議論を要するところである。

また、レヴィタン委員会や1980年代のBLSが用いた「低所得」基準を、Klein, B.W., Rones, P. (1989)は改めた。それまでのBLSの低所得基準は、連邦最低賃金に2000時間を乗じた基準であり、フルタイム/フルイヤー労働者が基準となっていた。しかしながら、Working Poorは6ヶ月以上労働市場に接触する労働者である。低所得に関してフルイヤーという基準を取り除く必要があった。また、連邦最低賃金は1981年以降据え置かれており、名目賃金の上昇が最低賃金を段階的に押し下げ、それが、低所得者の過少算定につながっていることが指摘された。

Klein, B.W., Rones, P. (1989)の低所得基準の算定方法は、(1) 1967年から87年までの連邦最低賃金を、1987年を基準として、実質価値に置き換え、(2) 1967年から87年で平均し、(3) 平均実質最低賃金に40時間を乗じ、(4) 毎年、消費者物価で調整する、という方法である。この方法により最低賃金基準に対する景気変動や政策等の影響を取り除くことが可能となる¹⁷⁾。

Klein, B.W., Rones, P. (1989)のWorking Poor定義をもとに、現在BLSはWorking Poor統計を年間レポートとして発表している。BLSのWorking Poor統計は、1970年代にアメリカにおいて議論されたような、就業における不安定性・不十分性を個人の問題としてとらえるか、あるいは、世帯の問題としてとらえるかではなく、個人と世帯の双方から捉えようとするものである。当然のことながら、個人と世帯の状態がリンクした統計が必要となる。

Working Poor統計は、労働力としての個人の活動状態と世帯所得(貧困基準)をリンクさせることによって、現在、多様化してきている就労の不安定性・不十分性を捉えている。Working Poor統計は、就労における不安定性・不十分性を、貧困世帯に属する労働力、すなわち、労働力の再生産費を満たさない世帯に属する労働力として捉える統計であるといえよ

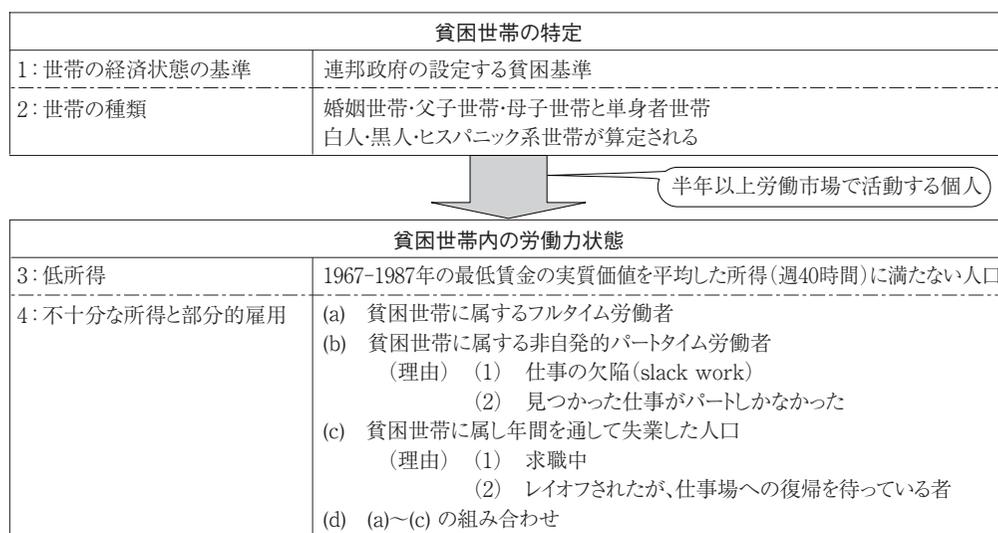


図3 BLSのWorking Poorの推計方法

(出所) Klein, B.W., Rones, P. (1989), pp.3-4, p.12より作成。

う。しかしながら、統計的に定義される労働力の再生産費基準の妥当性は、議論を要する問題である。

Klein, B.W., Rones, P. (1989)による分析結果は、「(1) 1987年において16歳以上貧困者の三分の一は、Working Poorであること、(2) 三分の二は、普段「低所得」以下の週給で働いていること、(3) 世帯内において、一人以上の労働者の存在が劇的に貧困に陥ることの可能性を低下させること、(4) 未婚で世帯を支える女性は、貧困の中での生活という最も大きなリスクを背負った労働者であること、(5) 教育水準の低い個人はWorking Poorとして象徴的にあらわれる。すべての教育水準において黒人労働者と女性は、白人男性よりも低所得であることから最も貧困に対するリスクを背負うこと」であった¹⁸⁾。

Klein, B.W., Rones, P. (1989)の研究以後、BLSはWorking Poorに関する年間レポートを1990年から発表するようになった。

近年、Working Poor問題は、他の国々、機関においても取り上げられるようになってきている。各国において、労働者の不安定就業化を背景に、幾つかのWorking Poor統計が提示されるようになってきている。日本においても労働者の不安定就業化は進んでおり、OECD (2006) は、日本の貧困率が高いこと、そしてその一つの要因として、労働市場の二重構造 (market dualism) をあげている¹⁹⁾。

このような世界的な広がりを見せるWorking Poor問題への各国の取り組みはどうか。以下では、カナダ、フランスを取り上げ、両国におけるWorking Poor推計の現状をサーベイすることとしよう。

3 カナダにおける貧困統計と Working Poor 推計

現在、カナダにおける Working Poor 問題とその推計・分析結果は、NCW (National Council of Welfare) が発表するレポート “*Poverty Profile*” の一部に掲載されている。EU 諸国と同様に、カナダにおける Working Poor 問題は、社会的排除の分析という論脈の中で論じられるようになってきている。

表 1 にあるように、これまでカナダの各機関がカナダの Working Poor の定義・推計を行ってきた。公的には、NCW [National Council of Welfare] (1981) がカナダの Working Poor 定義を最初に発表した機関となる²⁰⁾。しかしながら、現在、統一の定義はなく、近年になって Fortin, M., Fleury, D. (2004) が新たな定義を発表するようになってきている。以下では、最近発表された Fortin, M., Fleury, D. (2004) の Working Poor 定義と推計を中心に、カナダの動向を追うこととする。

カナダ政府は、アメリカの連邦貧困基準のような公的・統計的貧困基準を発表していない。公的には、貧困基準ではなく 3 つの低所得基準が発表されている。カナダ政府は、あくまでそれらが低所得基準であって貧困基準でないことを明言しているが、一方で、各種のレポートでカナダの貧困状態を報告する場合に、貧困と非貧困世帯を区分する基準として低所得基準を用いている。低所得基準として公表されているのは、low-income cut-off (LICO) 基準であり、low-income measure (LIM) 基準であり、market-basket measure (MBM) 基準である。まず、カナダ政府が貧困世帯を特定するために用いている 3 つの低所得基準について述べることとする。

表 1 カナダ政府による Working Poor 定義

資 料	仕事のレベル	所 得 基 準
National Council of Welfare (NCW) & Applied Research Branch (ARB/HRDC)	総家計所得の50%以上が賃金、給与、または自営業からのものである	カナダ統計局の課税後のLow-income cut-offs (LICO)
Canadian Council on Social Development (CCSD)	成人のメンバーらが、少なくとも49週間フルタイム (少なくとも週30時間以上) かパートタイムで就業する	世帯所得が低所得基準に満たない
Canadian Policy Research Networks (CPRN)	フルタイム／フルイヤー	個人所得が年間20000ドル未満

(出所) Fortin, M., Fleury, D. (2004), p.31, Table 2.

3-1 LICO 基準

LICO 基準は、世帯の規模と居住する都市の規模 (urbanization classification) により異な

る低所得基準である。まず、世帯調査（Family Expenditure Survey, FAMEX）より得られる世帯の食料・住居・衣服費合計が、課税前所得の比率として算出される。そして、所得に対する食料・住居・衣服費合計の課税前所得に対する平均比率の20%超のラインがLICO基準となる。例えば、比率の平均が40%であるとする、60%がLICO基準となるのである。なお、LICO基

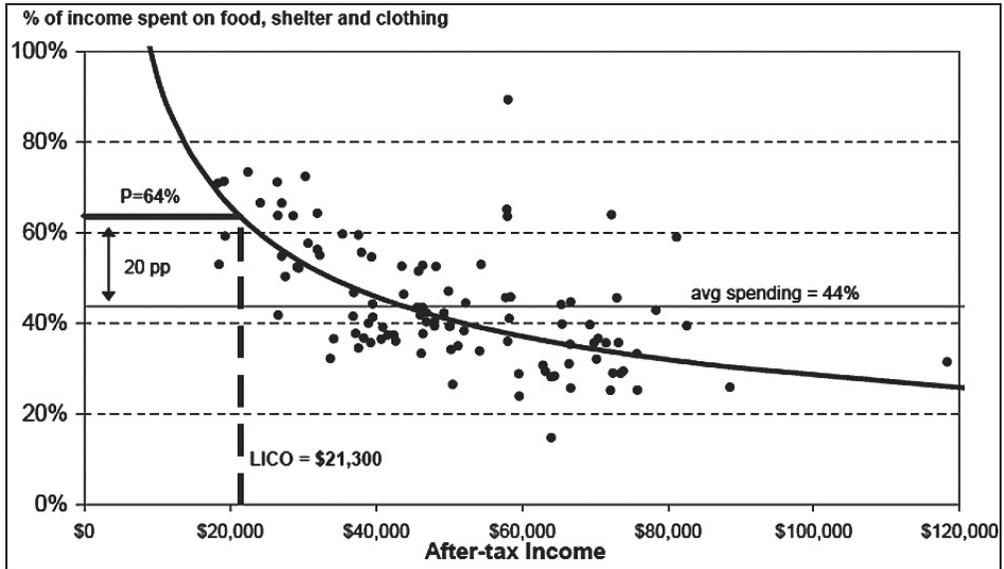


図4 カナダのLICO-IAT算定方法

(出所) Philip Giles (2004), p.11, Chart 1.

表2 カナダのLICO-IAT基準

	Size of area of residence				
	Rural areas	Urban areas, population under 30,000	Urban areas, population 30,000 to 99,999	Urban areas, population 100,000 to 499,999	Urban areas, population 500,000 and over
Family size					
1 person	\$9,947	\$11,498	\$12,583	\$12,780	\$15,172
2 persons	\$12,138	\$14,030	\$15,353	\$15,594	\$18,513
3 persons	\$15,352	\$17,745	\$19,419	\$19,723	\$23,415
4 persons	\$19,120	\$22,101	\$24,186	\$24,565	\$29,163
5 persons	\$21,371	\$24,701	\$27,031	\$27,456	\$32,595
6 persons	\$23,622	\$27,301	\$29,877	\$30,346	\$36,027
7 persons of more	\$25,872	\$29,902	\$32,722	\$33,237	\$39,459

(出所) Philip Giles (2004), p.13, Table 1.

準を算定する際に課税後所得データを採用したLICO-IAT基準が近年になって発表されるようになってきている。LICO-IAT基準については、図4を参照されたい。

図4に示されているとおり、LICO-IAT基準は、課税後所得データと対応する支出データより、所得階級と所得に対する食料・住居・衣服の支出割合をプロットし、回帰曲線を引き、支出の所得に対する割合の理論値から算出される基準である。所得に対する支出の割合が平均と比較して20%を超える部分がLICO-IAT基準となっていることが分かる。

居住する都市の人口規模別、世帯人数別のLICO-IAT基準の推計結果を表2に示している。成人と子供の区分、また、それぞれの人数については考慮されていない。

3-2 LIM基準

LIM基準は、等価尺度（equivalence scale）によって世帯規模を調整した中位所得水準の50%として定義される所得基準である。等価尺度とは、世帯における規模の経済を考慮し、世帯所得を調整するものである。例えば、世帯人員が1人から2人になったとしても、部屋数、住居費が2倍の住居を購入しないであろう。同様に、浴室の数、購入する食料も2倍にはならない。いわゆる世帯内での共同消費を考慮して1人あたりの所得を算出する際に用いられる尺度である。最も一般的な方法は、世帯人員数を0.5乗する方法である。すなわち、2人世帯の消費額を1.4、単身世帯を1とする方法である。例えば、単身世帯、2人世帯の世帯所得がそれぞれ10ドルであれば、単身世帯の1人あたり所得は10ドル、2人世帯の1人あたり所得は、5ドルではなく7.14ドルとなる。

表3 世帯人数別のLIM

	Number of children					
	0	1	2	3	4	5
Number of adults						
1	\$12,468	\$17,455	\$21,196	\$24,936	\$28,676	\$32,417
2	\$17,455	\$21,196	\$24,936	\$28,676	\$32,417	\$36,157
3	\$22,422	\$26,183	\$29,923	\$33,664	\$37,404	—
4	\$27,430	\$31,170	\$34,910	—	—	—
5	\$32,417	\$36,157	—	—	—	—
6	\$37,404	—	—	—	—	—

(出所) Philip Giles (2004), p.14, Table 2.

カナダのLIM基準は、(1) 世帯内の最高齢の人員を1.0とし、(2) 次に高齢の世帯人員を

0.4、(3) 他の16歳以上の人員を0.4、(4) 16歳未満の人員を0.3としている。16歳以上の2人世帯では1.4となる。2人世帯の一方の年齢が16歳未満であれば、1.3となる。世帯人員別のLIM基準を表3に示している。LICO、LICO-IAT基準とは異なり、世帯内の子供の数を考慮した基準となっている。一方で、LICO、LICO-IAT基準のように、地域別の基準は考慮されておらず、地域別の生計費の差などを捉えるには限界のある基準であることが分かる。

3-3 MBM 基準

MBM基準は、2人の大人と2人の子供を標準世帯とし、標準世帯の食料費、衣服・靴費、住居費、移動費、他の財・サービス費からなるマーケットバスケットから算出される基準である。標準世帯以外の世帯規模については、LIM基準の等価尺度が用いられ、基準が算出される。また、地域別 (community/ community size) の基準額が算定されている。

3-4 カナダの Working Poor 推計方法

アメリカのBLSにおける議論と同様に、貧困状態は世帯に関することであり労働市場での活動 (work, active) は個人に関することであるので、それらを整理した上でWorking Poorを定義・推計する必要があることが、カナダの政府関係者の一致した意見となっている。

本節の表1にある各機関のWorking Poor定義にはそれぞれ問題があるとFortin, M., Fleury, D. (2004) は述べている。NCW定義では、低賃金率で長時間働く人口はWorking Poorから除外されてしまうと言う問題を持っている。CCSD定義では、単身個人を捉えきれないという問題がある。また、CPRN定義では、他の世帯人員を考慮しておらず、あくまで個人を対象としていることに問題がある。以下では、Fortin, M., Fleury, D. (2004) が新たに提起したWorking Poor定義と推計について述べることにする。

Fortin, M., Fleury, D. (2004) は、Working Poorを推計するために考慮すべき事柄を次のようにまとめている。

- (1) 労働者 (Worker) とは何か？
- (2) 誰が貧困であるか？
- (3) 有意義なWorking Poor定義を引き出すためにどのようにして仕事 (Work) と貧困 (Poverty) という概念を結合するか？

(1) の労働者については、18歳未満人口とフルタイムの学生は除かれている。また、65歳以上の人口も除かれる。アメリカでの議論と同様に、限界的に労働市場と接触する者をWorking Poorの定義から排除するのである。年間910時間 (週平均で35時間働く想定すると26週働くことになる) を労働市場での活動と定義している。(2) は、前節のカナダ政府が算定している三つの低所得基準のうちどの基準を採用するかという問題となる。それぞれの基準

には、長所と短所がある。

LICO、LICO-IATには地域間の生計費の差が考慮されていないという問題がある。LIMは、中位所得の変化により、基準が変化するという問題がある。MBMには、2000年から公表されるようになった基準であるため、時系列的な比較が不可能であるという問題がある。Fortin, M., Fleury, D. (2004)は貧困世帯の特定のために、消去法的にLICO-IATを基準として採用しており、今後、MBM基準を用いてWorking Poorの推計を行うと述べている²¹⁾。

以上を考慮してFortin, M., Fleury, D. (2004)は、個人と世帯の二つのWorking Poor定義を発表している。Working Poor Individualsは、18歳以上64歳以下で年間910時間働いており、世帯所得がLICO-IATに満たない者（フルタイムの学生を除く）と定義される。Working Poor Familiesは、少なくとも1人の世帯人員がWorking Poorである世帯と定義される。

3-5 カナダの Working Poor 推計結果

Working Poorを推計する際に、Fortin, M., Fleury, D. (2004)は、SLID (Survey of Labour and Income Dynamics) を用いている。同調査は、一時点のクロスセクショナルデータとともに、ロンジチューディナルデータをも提供できる調査である。

性別などの基本属性別の推計結果に加え、フルタイム・パートタイムの別や職業別の推計結果を発表する点は、アメリカと同様である。アメリカと異なるのは、いわゆる貧困ギャップ指標を用いて、Working Poor層全体の所得の貧困線所得からの不足の比率を計算しているという点、そして、労働市場で活動する失業者が除かれている点である。

Working Poor層となる個人的要素として、若年であること、学歴が低いこと、自営業者であること、小売業・サービス業に就いていることが指摘され、また、世帯の要素として、単身であること、稼得者が1人の世帯に属すること、ひとり親世帯であること等が指摘された。

4 フランスにおける貧困統計と Working Poor

次に、フランスにおける貧困統計とWorking Poor推計を見ておくこととしよう。フランスは、EU諸国において唯一1990年代からWorking Poorの推計結果を発表している国である。

1988年の最低社会復帰扶助 (Revenu Minimum d'Insertion、以下RMI) が創設されて以降、RMI支給額がフランスにおける最低生活基準となっていると言えよう。RMIの対象は、25歳以上65歳未満のフランス居住者で、生活困窮者であり、失業している場合は、就労努力をおこなっている者とされる。厚生労働省 (2005) によると、2005年の月当たりの支給額は、単身者424.40ユーロ、夫婦で638.10ユーロである。失業者の増大を背景に創設された制度であることもあって、Welfare to Work政策、Social Inclusionを前面に打ち出した最低生活扶助制度であ

る²²⁾。

RMIは、受給者の世帯人数に応じて設定される最低限所得基準と世帯の全収入の差額を支給する制度である。しかしながら、フランスのWorking Poor統計の貧困世帯の推計には、RMI制度における最低限所得基準は用いられていない。近年にフランスにおいて発表された幾つかのWorking Poor推計は、貧困世帯の特定のために、いわゆる相対的貧困基準を用いている。

フランスの国立統計経済研究所（National Institute for Statistics and Economic Studies、以下INSEE）は、等価尺度によって世帯規模を調整した中位所得の50%を貧困線として定義し、夫婦・ひとり親別、14歳未満の児童数別に基準額データを発表している。2003年の単身世帯の月当たり基準額は、645ユーロであり、夫婦で968ユーロであった。先に述べたRMI基準よりも高い水準となっている。表4にあるように、この基準をもとにして、INSEEは、貧困人口を推計している。

表4 フランスにおける貧困層の規模と構成（2003年）

	Women		Men	
	number of poor (at 50% line) (thousand)	rate (at 50% line) (%)	number of poor (at 50% line) (thousand)	rate (at 50% line) (%)
under 18 years	556	8.6	553	8.1
18-29 years	340	8.1	310	7.3
30-49 years	562	6.5	488	5.9
50-59 years	250	6.4	259	6.9
60-74 years	119	2.9	86	2.4
75 years and older	137	5.1	34	2.1
Total	1,964	6.6	1,730	6.1

Note: Age at December 31 of income year Scope of coverage: individuals in households declaring positive or zero income to tax authorities, and whose reference person is not a student

Source: Taxable-Income Survey, 2003, INSEE and DGI (Direction Générale des Impôts: Tax Administration)

(出所) INSEEホームページ

4-1 フランスの Working Poor 推計方法

近年のフランスにおけるWorking Poor推計の概要を表5に示している。表5を見ると、フランスのWorking Poor推計は、アメリカの推計方法をほぼ踏襲していると言えるが、若干異なる部分もある。ここでは、近年のフランスINSEEのWorking Poor推計の方法を詳しく見ることとする。

Lagarenne, C., Legendre, N. (2000)は、Working Poorを推計するために必要な当該年度の労働市場活動と所得を組み合わせた統計は整備されていないが、1996年の課税所得調査（Taxable Income Survey）に1997年3月の雇用調査（Employment Survey）が組み合わされることで、フランスにおけるWorking Poorの推計が可能となったと述べている²³⁾。

等価尺度によって調整された世帯所得が貧困世帯の推計に用いられる。先に述べたとおり、

中位所得の50%の水準が貧困基準となるが、追加的に、中位所得の60%を貧困基準とした貧困世帯の推計も発表されている。貧困世帯が推計された後、各世帯人員の労働市場での活動を基準にWorking Poorが推計されている。

表5 フランスにおけるWorking Poor推計方法

資 料	仕事のレベル	所得基準
- Institut National de la Statistique et de l'Economie (INSEE)	- 少なくとも年間6ヶ月労働市場で活動する) 就業するもしくは仕事を探す) 個人	低所得基準：等価世帯所得の中位の50%(場合によっては、60~70%) (相対的貨幣貧困)
- Academics	- 少なくとも6ヶ月間就業する	
- National Action Plan for Social Inclusion 2001-2003/2003-2005	- 年間少なくとも1ヶ月以上仕事を持っていた	

(出所) Peña-Casas, R. and Latta, M. (2004), p.7より一部抜粋。

アメリカのBLSは、労働力として活動する期間をもとにWorking Poorを定義している。失業者も6ヶ月以上労働市場で活動すればWorking Poorとなる。Lagarenne, C., Legendre, N. (2000)は、さらに一定の条件を付けて、長期失業者をWorking Poor概念から取り除いている。一定の条件とは、「年間に少なくとも1ヶ月間、被雇用者である」という条件である。この条件を設定する基本的な理由は、フランスの雇用調査がそのように労働(Work)定義しているからである。Lagarenne, C., Legendre, N. (2000)は、「アメリカのようなより流動的な労働市場において6ヶ月間の失業者というのは、まれな存在であり、フランスにおいてはそのような層はたいがい「求職意欲喪失者(discouraged jobseekers)」であると考えられる」と述べている²⁴⁾。よって、Lagarenne, C., Legendre, N. (2000)、ひいてはINSEEのWorking Poor定義は、「世帯所得が貧困基準に満たず、17歳以上で、年間6ヶ月以上労働力として活動し、そのうち少なくとも1ヶ月間は被雇用者であった者」となる。

4-2 フランスのWorking Poor推計結果

労働者の技術レベルがどのように培われるかということを基本的な分析視角としながら、Working Poorの性・年齢、雇用が安定しているか否か、雇用契約が長期であるか否か等の点から分析をおこなっているのがフランスのWorking Poor分析の一つの特徴である。

Working Poorに顕著に見られる特徴として、技術レベルの低さをあげている。学校を卒業していないか、基礎教育のみしか受けていないWorking Poorが多いことをあげている。同じ企業に長期間雇用されていても、Working Poorはそれほど昇進しない。また、年齢に関しては、若年層のWorking Poorが多く、それは就業と失業の間を頻繁に流動し、多くが不規則な雇用(atypical employment)に就くからだという。結果的に、これらの層の技術水準はあがらず、

したがって、賃金も増えない。フルタイムで長期雇用契約を結んでおり、Working Poorである層はごく僅かである。なお、自営業者は、被雇用者と比較して貧困率が高く、その半数は農業の自営業者となっている²⁵⁾。

むすび

ここまで、アメリカにおけるWorking Poor推計の歴史的経緯、カナダ、フランスにおけるWorking Poor推計の現状を見てきた。Working Poorを統計的に捉える際の各国の視点はほぼ共通しており、それは世帯状況と世帯員個々人の労働市場での活動を総合的に捉えるという視点である。

しかしながら、各国において必ずしもWorking Poorの推計のために必要な統計が整備されているとは言えない。日本においてもWorking Poor問題が取り上げられるようになってきているが、世帯員の労働市場での活動と世帯所得がリンクされた統計が整備されているとは言えない。日本のWorking Poorを推計するためには、労働力統計、家計統計の拡充とそのリンクが必要である。労働力統計においては、調査週のみ状態ではなく前年度の労働市場での活動状態等も調査項目に入れられる必要がある。このような統計が整備された場合に吟味せねばならないのは、労働市場での活動の評価方法である。アメリカのWorking Poorの推計の際に用いられる労働市場での活動期間（6ヶ月）の区分が、日本の労働市場の現状、関連する労働政策から妥当なのかどうかを吟味する必要がある。

注

- 1) National Commission on Employment and Unemployment Statistics (1979), p. 6を参照。
- 2) Klein, B.W., Ronces, P. (1989), pp. 3-4を参照。
- 3) ここで言う「経済的にハンディを持つ労働者」とは、22歳以上で、貧困世帯に属する労働者のことである。なお、この定義に関しては、岡崎 (1996)、p. 98を参照した。
- 4) National Commission on Employment and Unemployment Statistics, (1979), p. 57を参照。
- 5) アメリカの職業訓練政策の動向については、主に、岡崎 (1996)、pp. 77-102、藤田・塩野谷編 (2000)、原 (2004) を参照。
- 6) アメリカでは、EITCはWorking Poorのための税控除であることが明言されている。以下からも、アメリカにおいて、EITCがWorking Poorに対する政策の中心におかれていることがわかる。Social Security Administration Office of Research Evaluation and Statistics (1997), pp. 84-106.
- 7) Levitan, S.A., Gallo, F., Shapiro, I. (1993), pp. 8-10を参照。
- 8) Murray, C. (1984)は、労働年齢人口 (working-aged persons) に対する当時の連邦福祉、所得保障をすべて廃止することを提言した。Murray, C. (1984), p. 228を参照。Murray, C. (1984)の貧困者は所得補助によって働かなくなるという見解と、所得補助を受ける貧困者は働いているが、貧困なままなのであるというDanziger, S., Gottshalk, P. (1985)の見解の対立であると言えよう。
- 9) Danziger, S., Gottshalk, P. (1985)は、同文献において移転所得によって働かない者が増加し、貧困者が増加するというMurray, C. (1984)の議論に対する批判を展開した。Murray, C. (1984)の議論に対して、Danziger, S., Gottshalk, P. (1985)が示したデータは、1960年から84年のAFDC (要扶養児童家族扶助、Aid to Family with Dependent Children) とフードスタンプ (Food Stamp) をたした扶助総額の実質価値の増減と、非白人失業率・全男性失業率の増減を時系列で比較したものであった。データを比較した上で、Murray, C. (1984)の議論は1960年から72年までは当てはまるが、それ以降は当てはまらないとするものであった。Danziger, S., Gottshalk, P. (1985), pp. 36-38を参照。
- 10) Levitan, S.A., Gallo, F., Shapiro, I. (1993)は、低所得者に対する税控除額の拡大に加え、税控除と最低賃金の引上げの「適切な組合せ (right mix)」を提言している。Levitan, S.A., Gallo, F., Shapiro, I. (1993)は、連邦最低賃金の現在 (1992年) の実質価値 (物価で調整) は、1960年~70年代より著しく下がっているため、最低賃金の本来の意味合いである労働者保護の意味でも、まず最低賃金の引上げが先決だとする。その上でLevitan, S.A., Gallo, F., Shapiro, I. (1993)は、税控除を拡大することが重要だとした。この提言は、Working Poorに対して政府が付加的な所得補助や現物補助を供給するより、自ら稼ぎ出した所得によって労働者を貧困から抜け出させる”Making Work Pay”政策を採った方が、より好ましいという観点から出された。Levitan, S.A., Gallo, F., Shapiro, I. (1993), pp. 45-63を参照。
- 11) Swartz, T.S., Weigert, K.M. (1995), pp. 2-4を参照。
- 12) 原 (2004)、pp. 27-31を参照。
- 13) Bluestone, B., Murphy, W.M., Stevenson, M. (1973), pp. 137-139を参照。
- 14) Danziger, S., Gottshalk, P. (1985), p. 19を参照。
- 15) Klein, B.W., Ronces, P. (1989), p. 4より引用。
- 16) 同上。
- 17) Klein, B.W., Ronces, P. (1989)が1967年からの最低賃金を低所得算定のデータに入れるのは、連邦最低賃金法が、1967年においてほとんどの労働者に適用されたからである。同上pp. 12-13を参照。
 なお、Klein, B.W., Ronces, P. (1989)の示した低所得算定方法は下の表を参照のこと。
 下の表に示されるように、実質最低賃金の平均4.18ドルに40時間を乗じるので、Klein, B.W., Ronces,

P. (1989)の用いた1987年における低所得基準は、167.2ドルとなる。これを、Klein, B.W., Ronces, P. (1989)は1987年の最低賃金に40時間を乗じた数値と比較している。134ドルであった。下の表を見ても分かるように、1981年から87年まで最低賃金は据え置かれており、その実質価値が下がっている。

年 度	法定最低賃金 (名目)	実質価値 (1987年、ドル)
1967年	1.40	4.43
1968年	1.60	4.88
1969年	1.60	4.67
1970年	1.60	4.45
1971年	1.60	4.27
1972年	1.60	4.14
1973年	1.60	3.90
1974年	2.00	4.43
1975年	2.10	4.29
1976年	2.30	4.45
1977年	2.30	4.18
1978年	2.65	4.51
1979年	2.90	4.51
1980年	3.10	4.33
1981年	3.35	4.27
1982年	3.35	4.03
1983年	3.35	3.87
1984年	3.35	3.71
1985年	3.35	3.58
1986年	3.35	3.51
1987年	3.35	3.35
1967～1987年平均	2.47	4.18

(出所) Klein, B.W., Ronces, P. (1989), p.12, Table A-1.

- 18) Klein, B.W., Ronces, P. (1989), p. 3を参照。
- 19) OECD (2006), p. 111を参照。
- 20) National Council of Welfare (1981)を参照。
- 21) Fortin, M., Fleury, D. (2004a), pp. 10-15を参照。
- 22) 厚生労働省 (2005a)、pp. 240-241を参照。
- 23) Lagarenne, C., Legendre, N. (2000), p. 2を参照。
- 24) 同上、p. 5を参照した。
- 25) 同上、pp. 3-14を参照した。

参考文献・資料

- [1] Bluestone, B., Murphy, W.M., Stevenson, M. (1973), *LOW WAGE AND THE WORKING POOR*, The Institute of Labor and Industrial Relations, The University of Michigan-Wayne State University.
- [2] BLS (1982a), "Linking Employment Problems to Economic Status", *Bulletin* 2123.
- [3] BLS, (1982b), *Linking Employment Problems to Economic Status Data for 1980*
- [4] BLS (1983), "Linking Employment Problems to Economic Status", *Bulletin* 2169.
- [5] BLS (1984), "Linking Employment Problems to Economic Status", *Bulletin* 2201.
- [6] BLS (1985), "Linking Employment Problems to Economic Status", *Bulletin* 2222.
- [7] BLS (1994), *A Profile of the Working Poor; 1991*, Report 847.

- [8] BLS (1997), *A Profile of the Working Poor; 1996*, Report 918.
- [9] Castillo, M.D. (1995), *A Profile of the Working Poor; 1993*, Report 896.
- [10] Castillo, M.D. (1996), *A Profile of the Working Poor; 1994*, Report 905.
- [11] Citro, C.F. and Michel, R.T. [eds.] (1995), *Measuring Poverty A New Approach*, National Academy Press.
- [12] Danziger, S., Gottshalk, P. (1985), "The Poverty Losing Ground", *Challenge*, May/June.
- [13] Fortin, M., Fleury, D. (2004a), "A Profile of the Working Poor in Canada", a Draft, [<http://cerf.mcmaster.ca/conferences/June2004/fortin.pdf>]
- [14] Fortin, M., Fleury, D. (2004b), "Canada's Working Poor", *HORIZONS*, Vol.7, No.2, pp. 51-57, Government of Canada, Policy Research Initiatives.
- [15] Gardner, J.M., Herz, D.J. (1993), *A Profile of the Working Poor; 1988-90*, Bulletin 2418.
- [16] Giles, P. (2004), "Low Income Measurement in Canada", *Income Research Paper Series*, Statistics Canada Income Statistics Division.
- [17] Hale, T.W. (1997), *A Profile of the Working Poor; 1995*, Report 914.
- [18] Klein, B.W., Rones, P. (1989), "A Profile of the Working Poor", *Monthly Labor Review*, October.
- [19] Lagarenne, C., Legendre, N. (2000), "The working poor in France : personal and family factors", *Economie et Statistique*, No.335.
- [20] Levitan, S.A., Gallo, F., Shapiro, I. (1993), *Working but Poor*, The Johns Hopkins University Press, original 1987.
- [21] Maxwell, J. (2002), *Smart Social Policy – "Making Work Pay"*, Canadian Policy Research Networks.
- [22] Mellor, E. (1994), *A Profile of the Working Poor; 1992*, Report 869.
- [23] Murray, C. (1984), *Losing Ground*, Basic books Inc.
- [24] National Commission on Employment and Unemployment Statistics (1979), *Counting The Labor Force*, Appendix I, II, II, U.S. Government Printing Office.
- [25] National Council of Welfare (1981), *The Working Poor : People and Programs*, National Council of Welfare.
- [26] National Institute for Statistics and Economic Studies HP, [http://www.insee.fr/en/home/home_page.asp], (2006年 8月8日現在).
- [27] OECD (2006), *Economic Surveys JAPAN*, OECD.
- [28] Peña-Casas, R. and Latta, M. (2004), *Working poor in the European Union*, European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions.
- [29] Ruggles, P. (1990), *Drawing the Line Alternative Poverty Measures and Their Implications for Public Policy*, The Urban Institute Press.
- [30] Social Security Administration Office of Research Evaluation and Statistics (1997), *Social Security Programs in the United States*, SSA Publication, No. 13-11758.
- [31] Statistics Canada Household Survey Division (1999), *Low income cut-offs*, Statistics Canada Household Survey Division.
- [32] Swartz, T.S., Weigert, K.M. (1995), *America's Working Poor*, University of Nore Dame Press.
- [33] U.S. Census Bureau HP [<http://www.census.gov/hhes/www/poverty/poverty.html>] (2006年 8月8日現在).
- [34] 阿部 實 (1998) 『公的扶助論』、川島書店。
- [35] 岩井 浩 (1995) 「労働力統計と不完全就業論 (1) —合衆国における諸論点を中心に」, 『関西大学

- 経済論集』第45巻・第3号.
- [36] 岩田正美 (2005) 「被保護層」としての貧困, 岩田正美・西澤晃彦編著, 『貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』, 第7章, ミネルヴァ書房.
- [37] 岩田正美・岡部卓・清水浩一編 (2003) 『貧困問題とソーシャルワーク』, 有斐閣.
- [38] 江口英一 (1979) 『現代の低所得層「貧困」研究の方法 上』, 未来社.
- [39] 江口英一 (1980) 『現代の低所得層「貧困」研究の方法 中・下』, 未来社.
- [40] 岡崎淳一 (1996) 『アメリカの労働』日本労働研究機構.
- [41] 厚生労働省 (2005) 『海外情勢報告』, pp. 240-241, 厚生労働省.
- [42] 後藤道夫・伍賀一道・布川日佐史・唐鎌直義・木下武男・名取学・岡田知弘・渡辺雅男・居城舜子・伊藤周平 (2005) 『ポリテイク』第10号 特集 現代日本のワーキング・プア, 旬報社.
- [43] 庄司洋子・杉村宏・藤村正之編 (1997) 『貧困・不平等と社会福祉』, 有斐閣.
- [44] 原ひろみ (2004) 「アメリカの職業訓練の政策評価—サーベイを通じて—」, 『労働政策レポート』, Vol.2, 独立行政法人労働政策研究・研修機構.
- [45] 藤田伍一・塩野谷祐一編 (2000) 『先進国の社会保障⑦ アメリカ』, 東京大学出版会.
- [46] 藤本武 (1996) 『アメリカ資本主義貧困史』, 新日本出版社.
- [47] 村上雅俊 (2000) 「アメリカにおける雇用・所得統計の研究」, 『千里山経済学』, 第34巻, 第1号.
- [48] 村上雅俊 (2001) 「アメリカにおける貧困基準の新たなアプローチについて」, 『千里山経済学』, 第34巻, 第2号.